

公益財団法人日本体育協会 平成 25 年度理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案第 1 号 公益財団法人全日本柔道連盟への「処分」について（資料 1 のとおり）

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 代表理事 会長 張 富士夫

3. 理事会の決議があったものとみなされた日 平成 25 年 8 月 7 日（水）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事 川島 雄二

理事総数 27 名

監事総数 2 名

平成 25 年 7 月 31 日（水）、代表理事である会長 張 富士夫が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、平成 25 年 8 月 7 日（水）までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条（本会定款第 37 条）に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案（議案第 1 号）を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

## 処 分 (案)

### 1. 処 分

日本体育協会（以下「本会」という。）は、本会加盟団体規程（以下「本規程」という。）及び加盟団体の処分に関する内規（以下「内規」という。）に基づき、全日本柔道連盟（以下「同連盟」という。）を、本規程第 18 条（2）に定める「勧告」処分とし、以下の措置をとるよう勧告する。

#### （1）是正・改善の実施

- ①同連盟のスポーツ界及び社会的な信頼を回復するためには、創立者嘉納治五郎先生の理念に立ち返り、スポーツの文化的価値や使命、組織としての倫理観・道徳観を再認識し、国内外に誇れる柔道統括団体として、自らガバナンスの改善・改革を図ること。
- ②スポーツの文化的価値や使命を理解した指導者の育成と資質の向上を図るためには、「柔道女子暴力的指導問題に対する第三者委員会」の答申で指摘された「指導者資格制度の確立」の実現が重要であることから、同連盟は本会の実施する「公認スポーツ指導者制度」に早期かつ積極的に参画すること。
- ③同連盟は、「振興センター助成金問題に関する第三者委員会」で指摘された「助成金の受給」をめぐる問題に対応して、ガバナンス機能を十分に発揮できる体制整備に努め、今後、適切な経理処理等について組織として十分なガバナンスを行使し適切に対応すること。

#### （2）改善計画書の提出

- ①上記（1）について、改善計画書を平成 25 年 9 月 30 日（月）までに本会に提出すること。
- ② ①について、その取組状況を、書面により 3 か月ごとに本会に報告すること。

### 2. 経緯及び理由

（1）同連盟の「柔道女子暴力的指導問題に対する第三者委員会報告書」（平成 25 年 3 月 12 日）において、同連盟は、平成 25 年 1 月 31 日に辞任した全日本女子ナショナルチーム前監督（以下「前監督」という。）の指導中の暴力行為を把握しながら、平成 24 年 11 月 5 日、前監督の続投を決めており、この対応に不信感を強めた 15 人の全日本女子ナショナルチームの選手は、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）へ告発する事態となったと報告されている。同連盟が、前監督等の暴力行為等の改善や問題解決に向け、迅速かつ適切に対応しなかったことは、本規程第 18 条に規定する本会加盟団体としての組織の管理運営に適正を欠いたものと捉えることができる。

(2) 同連盟の「振興センター助成金問題に関する第三者委員会」中間報告書（平成25年4月26日公表）及び最終報告書（平成25年6月21日公表）においては、同連盟における、日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）の指導者スポーツ活動助成金の受給手続や、助成金受給者から徴収した強化留保金の対応は不適切なものであり、組織として対応していたことが報告された。このことは、同連盟の運営を巡るガバナンス・コンプライアンス上の問題であり、(1) 同様、本会加盟団体としての組織の管理運営に適正を欠いたものと捉えることができる。

(3) 内閣府公益認定等委員会では、平成25年5月2日、同連盟に対し柔道指導における暴力問題やJSC助成金問題等に関する報告を求めた。しかし、同連盟からの報告は、内閣府公益認定等委員会から、二つの第三者委員会の活動成果やJOCの調査結果に基づく事実関係の指摘を含め、真摯な報告内容ではないと判断され、平成25年6月7日、同連盟は、報告書の再提出を求められるとともに、報告要求書が一般公開された。

これに加え、同連盟が平成25年7月23日、内閣府（総理大臣）から組織運営の改善を求める「勧告」を受けたことは、(1) 及び (2) 同様、本会加盟団体としての管理運営に適正を欠いたものとして捉えることができる。

(4) 平成25年5月23日、現職理事による柔道関係者へのセクハラ行為が発覚し、同連盟では、平成25年6月11日開催の理事会において、行為を認めた理事を「会員登録の永久停止処分」としている。同連盟において、これまで発生した暴力事件やセクハラ事件等に対し、同連盟が組織としての確に対処してこなかったことが、こうした事件を生み出してきた背景だと考えられ、このような同連盟の倫理・規律の緩みは、本規程第18条に規定する本会の加盟団体として不適当なものと捉えることができる。

以上のことから、同連盟のこれまでの対応は、指導を受ける選手に対する配慮、並びに公益法人としての公平・公正な運営が欠如しており、公益性・社会性を兼ね備えた団体として、適切なガバナンスが行使されているとはいえない。また、内閣府から組織運営の改善を求める「勧告」を受けたことは重大であり、同連盟の対応は、柔道界はもとより、我が国のスポーツ界に対する信頼と信用を損わせるなど、大きな影響を与えるものである。

このため、本会では本規程に基づき、同連盟に対し付帯事項を付した「勧告」処分とするものである。